

女子教育



## 緒言

開國以來五十年間に於ける我邦の文明は、諸種の方面に於て燦然たる光輝を放つと共に、女子教育も亦此期間に於て大に發達の運に向ひ、今や全然舊來の面目を一新したり。然れども物に根柢あり、枝葉あり、葉繁り花咲ふの好果は、必ずや之を多年培養の効に歸せざる可からず。方今女子教育の發展も、必ずや遠き由來と、久しき素養とに由れる事言を待たざれば、今日の狀態を知らんには、先づ溯りて此が源泉を探り、そが經由の迹を尋ねざる可からず。故に今現下の實況を述ぶるに當り、併せて此等經由の大概をも略説すべし。

## 第一章 近世女子教育の思想

我邦古來家庭を中心とし、之に多少の教育機關を備へて、上下女流の教育は實施せられたりと雖、婦女教育の必要は、一般男子のそれに比しては、永く認定せられざりき。然るに西曆第十七世紀の初め、世は徳川の文教復活となりて、諸種文藝の起ると共に、既に林羅山は其著『卮言抄』に於て儒教主義の見地より、又鈴木正三は其『盲安杖』に於て佛教的見地より、共に女論を立てたるを首として、夙く此問題の端緒は開かれぬ。されど輓近特に女子教育の必要を喝破せしは、かの本邦陽明學者の祖として有名なる中江藤樹（西曆一千五百八年—七十八年）が『春風』に於て其見解を發表し、且つ専ら女子を訓戒せんが爲、『鑑草』六卷を著はしたるに在り。其意見に、女子は唯吟詠風流の嗜を以て足れりとせず、宜しく心を修

むるの學問に従ふべく、孝順、慈悲、正直の如き諸徳を養うて一家を經理すべしと。其高弟能澤蕃山（一千六百十六年—九十七年）は『女子訓』又は『女子訓或問』を著はして、更に師説に一步を進め、婦女は決して如上の倫道に務むべきに止まらず、進んで皆自ら志を起し、師に質して、孝經、四經を始め聖賢の經傳を學び、聖學の心法に通ぜざる可からずと説き、徳育を主眼とせる中にも、稍々智育をも勧めたり。然るに降りて貝原益軒（一千六百三十年—一千七百十四年）の學説に至りては、更に精緻を極む。益軒は實に近世教育家の泰斗と目せらるゝの人、其女子教育法に對しても、亦從來學者の未だ多く言及せざる點に及べり。即ち以上藤樹と云ひ、蕃山と云ひ、女子教育を説きて未だ多く徳育以外に及ばざるに當り、氏は婦女の數多の缺徳はその不智に基くもの多きを看破して、智育を論じ、且つ當時學者が往々輕視するの弊ある算數、經濟の實利を説き、而して女子は男子と社會上の地位を異にすれば、其教育法も亦別ならざる可からずとなして、具體的に其教育法を説明したり。その法まづ女子も幼少より教へて、七歳迄は大概男子と異ならざれど、此頃より席を男子と別にし、教課（科）は假字を主とし、併せて漢字を習はし、正格の古歌を誦ましめ、次いで孝經、論語、曹大家の女誡を讀ましむべし。十歳よりは一切外に出ださず、主に織縫の道を習はし、算數を教へて經濟の道に注意せしめ、其後は鄙俗淫猥なる文學歌謠を戒めて、所謂婦人の四行たる婦徳、婦言、婦容、婦功に缺くる事なき様教養し、遂に他日嫁娶の日に於て婦人としての缺陷なからしめんことを期せり。而して氏が此等の見解は、其著述『和俗童子訓』の中に盡したれば、後人此主旨を取りて簡約排列し、貝原氏の名に託して世上に刊行したるもの、是れ所謂『女大學』の一篇なり。然るに此教訓が當時の社會に適切なりしより、大に世の歡迎を受け、此後大江玄圃の『女學範』を始め、學者の女子教育を説く者、婦女の讀物としては大抵本書を推し、又實際寺子屋に於ける讀本、習字本

に充てられて、中流以下の子女の間にも傳はり、又は中流以上の家庭に於ては、皆其一本を寫して兒女の教訓に備へ、殊に嫁娶の際に於ける新婦への贈物としては、往々此書を以てする等、多年女子の理想として渴仰せられ、以て明治に至りしものなれば、實に徳川時代に於ける婦徳は、本書に由つて感化養成せられたる所多きに居れり。然らば此の如く斯界に重視せられたる本書の内容は、果して如何なるものなるか。本書全篇總べて十九條より成る、今之を通觀するに、敬順の二字を婦人に教ふるを以て主眼となし、その縷々説述する所は、畢竟周禮の所謂女子の四徳なる婦徳、婦言、婦容、婦功に就きて、婦女の身嗜み即ち驥方を説くに過ぎず。殊に七去の古訓を採り、再嫁を否認し、貞烈を唱へ、男女の別を嚴守せしむる儒教主義は、遺憾なく發揮せられたり。此後享保十年（一千七百二十五年）此女大學に倣ひ共に世間に流布せられたる『女小學』なる一篇の主旨も亦之と異ならず。畢竟女は夫を所天と仰ぐべく、夫婦の誼は尙ほ君臣の義と等しと云へり。此他にも益軒と相前後して中村惕齋、藤井懶齋等も亦各々女子のために教訓書を著はし、指導に盡したりと雖、要するに皆儒書の雛案に過ぎずして、別に進歩したる教育主義を抱きしにはあらず。著名なる松平樂翁（一千七百五十八年—一千八百二十九年）も、亦女子教育に見るところあり。嘗て新夫人の需めに應じて『難波江』なる一篇を草し、後『樂翁かんな筆記』を著はして女訓を垂れたるが、其條規の往々適切なるものあるにもせよ、是れ亦純然たる儒教主義を鼓吹せしに過ぎず。氏の素懷は、女子は寧ろ學問なきを以て良しとし、如何にも溫柔にして和順なるを貴しとなし、なり。故に其士人教育の事には大に注意せしに拘はらず、女子教育に向つては、何等の施設を考ふべくもあらず、尙ほ儒教主義の舊套を襲ひしのみ。此他徳川時代にあらはれし幾多の女訓は、多く此等儒家の思想に基きたるものにして、苟も女子が此等に羈束せらるゝ間は、到底精神的生活を樂むの機なきなり。

然れども顧みて歴史の迹を探れば、斯の如く婦女の元氣を消耗して萎靡退縮せしめたる所以のもの、決して一朝の事にあらず。我邦上古より固有の風として、男尊女卑の弊なし。上古史に據れば、婦人の政治に與かり、武事にたづさはり、男子と共に對當に社會的事業に盡したるの事例は、數ふるに違あらず。

や、降りて西曆第六世紀の比、かの調伊企離の妻大葉子が、韓國城頭死に垂んとして奪ふ可からざる義烈を示し、上毛野形名の妻が夫を扶けて邊夷を平げたるが如きは、其一例なり。然るに其後佛教の漸く盛んになるに及びて、女子の性を邪慳にして罪劫深きものとなし、自ら其元氣を抑へしにも拘はらず、第八世紀頃には女帝打續き即位ありて宮中の勢盛んなると共に、氣力ある婦人の多く存したるを認む。和氣法均尼が弟清麻呂と謀りて僧道鏡の非望を挫き、吉備由利が大臣と相應じて光仁天皇を擁立したるが如き、國家に大關係あるものさへあり。第十世紀に至りては、斯かる氣力も漸く消耗して文學に傾き、唯優美柔態ならんことを務めて、裏面に於ける風俗は頗る頽廢せし結果は、却つて表面に於ては宗族の男子にすら面を合はすを耻ぢらふが如き纖弱となり、次いで第十二世紀に武士の興起するに及んで、貞女道の頻りに説かるゝや、其極絶對に男女の間を隔て、一に退嬰自屈の風に馴致せしめんとせり。現に鎌倉時代の女子に對する訓戒を見るも、頻りに念佛信心を勧め、若し心憂くば、直ちに出家せよと説き、又既に十歳に至れば、奥を出づる勿れと云ふものあり。更に進んで第十六世紀頃武家の家法を見れば、彌々思ひ半に過ぐる者あらん。かの甲斐の武田信玄家法、土佐の長曾我部元親百箇條、あるは小田原北條家の一族幻庵が、北條氏康の女に與へたる消息等を一讀せんか、出家、商人、藝人はおろか、假令親族たりとも、假りにも男子は一切婦人の許に立入ることを停止すると共に、成るべく婦人の外出をも禁遏したるの風あり。然るに徳川時代儒教の旺盛なるに及びては、全國の儒家、大抵婦女が佛教法語に泥むの通弊を痛撃し、女子を

従來の佛敎氛圍氣中より脱せしめんと計れると共に、又儒敎の嚴格主義によりて子女を律せんとしたりしかば、女子が廣く外界を見て思想を啓發せんが如き事は思ひも寄らず。益々男尊女卑の流風に傾きたりしは、亦已むを得ざるの順序なりしなり。

右の如く輓近儒家の女子教育に對する思想の最も勢力を社會に占むる時に當り、爰に又看過すべからざる一流の教育思想ありて、久しく貫通し來りたることあるを認む。他なし、西歷第十世紀の末より第十一世紀の初、我平安朝の中葉に當りて、當時の社會的現象は、計らずも一時大に女子教育の發昌を促したるの一事是れなり。蓋し世は藤原氏全盛の頃、藤氏一族の中にて互に皇室の外戚として勢力を得んことを競ひ、各其子女に教育を勵まし、他日皇宮、中宮として耻しからぬ素養を作らざるべからず。従つて平素より數多の女教師を要し、彼等は姫君の内と共に之に従ひ行き、女房として永く奉仕せしが故に、其才學の有無は大に姫君の勢力に影響を及ぼし、延いては外威の勢力消長に關聯する所頗る大なりしなり。故に數多の才媛は斯かる要求に應じて輩出し、就中第十一世紀の初期一條天皇の朝を以て最となす。時に藤原道隆の女定子は皇后として、弟道長の女彰子（上東門院）は中宮として、互に勢力を競ひ給ひ、兩宮に附隨する才媛亦頗る多き中にも、定子の側を代表せるは清少納言にして、彰子の側を代表せるは紫式部なり。清少納言は頗る氣概に富み、簡勁なる筆致を以て『枕草子』を著し、紫式部は貞淑の質にして節操堅固、其優麗なる才筆を振ひて、一代の名著『源氏物語』五十四帖を著せり。然るに此書は當時の社會の實情を寫したるものにして、強ち教訓の目的を以て編せしものにあらずと雖、其文章の巧妙なると、且つ式部の性行の堅實なるとは、大に後世の注意を惹き、永く歌道、文章の模範として男女の學者に渴仰せられしのみならず、進んでは此等の類書を標準として、教育の基礎をこゝに築かんとするの一流ありしこ

とを忘るべからず。即ち此後平安朝を通じては、優美柔態を以て女子の理想となし、續いて鎌倉以來世は武門政治となりて、社會の風儀は著しく變遷せしが、京都を中心としたる上流社會の教育は、尙ほ此方針を襲ぎたり。即ちかの阿佛尼の作と傳ふる『乳母のふみ』、永徳の『竹馬抄』、一條兼良が將軍義政夫人に贈りし訓戒の如き、此狀況を立證して餘りあり。爾來久しく上流婦女社會の式部を理想とし源氏中の人物を典型として、其風儀を養ひたりしを察すべし。下りて徳川時代に及び、一方にはさきの貝原益軒、大江玄圃、大氣能綾足等一流は、女子教育を一に儒教主義に採り、全然本書に反對して、斯かる淫俗の書は決して女子に見しむべからずと唱ふるものあるに拘はらず、又一方には儒者と雖自家の主義を勸むると共に、則を本書に採らんとするものあり。かの能澤蕃山の如きは、源氏を以て支那の詩經に譬へ、本邦の風俗人情をあらはし、禮樂を傳へたる書にして、式部の主意は人情の正否を寫し、後世に戒めたるなりと辨護し、元祿の『本朝貞女鑑』等にも有職故實を教へて、雅辭優風を傳ふるは源氏に若くものなしとし、其書中の紫の上、明石の方を以て婦女の模範なりと揚言し、其書十三冊、身の裝ひ身邊の調度より、心ばへに至るまで、悉く源氏中の人物に引きあて、訓戒する所あり。尙ほ藤井懶齋の『女萬寶操鑑』の如き、井澤の『大和女訓』等も、強ち本書を排せず、宜しく其記事を取捨撰擇して婦人行跡の鑑となすべしと論したりき。是等は皆此書を以て單に女子の智育に資せんとするのみならず、此に由つて子女の徳性をも養はんとしたりしなり。斯の如く本書を以て女子訓育の理想とせんと務めたる一流の近代まで永く繼續し、且つ一方には幕府の營中及び貴紳の邸第に於ては、常に此書を講ぜしめ、女中をして聽講せしめたるが如き實例頗る多ければ、此等の主旨によりて教養せられし婦女が、自ら貞靜優美の傾向を帶び來りしもの故なきにあらず。是れ亦以て一派の理想となすべし。



然るに尙ほ茲に注意すべき他の一流は、所謂貞女道の鼓吹者の存するもの是れなり。曩に平安朝男女間の風俗の頹廢したる反動として、同朝の末葉より鎌倉初代に亘りて漸次發達し來りし武士道は、又婦人の間にも移されて、こゝに貞女道は成立し、苟も嫁娶をなし、上は、假りにも仇たる心操を許さず、烈々猶ほ秋霜の如く、時に臨みては身を殺して其節を全くせよと勸むるに至りしなり。そは既に建長四年（一千二百五十二年）世に出で、本邦教訓書の魁として有名なる『十訓抄』が、夫婦の間に下したる訓戒を始め、爾來此教を鼓吹したる訓書は絶えず。實に武門の代、其身一度武人にとつがば、不測の變に處するの道は、婦人と雖常に心掛け、内に剛健不屈の氣象を備へて、何處迄も節烈を全くするの覺悟なからざる可からず。是れ武門の家には特に實踐教育の重んぜられて、宛然スバルタ婦人の概ある所以なり。是に於てか夫の袞袞御前が身を殺して節を全くし、武田勝頼夫人が夫に伴ひて刃に伏し、あるは柴田勝家夫人の夫に殉じたるが如き事例は、武家時代に於て數ふるに違あらざるもの、皆此等實踐教育の結果となすべし。近く徳川時代に入りても、勿論此種の理想は絶えず。かの近世武士道の鼓吹者山鹿素行（一千六百二十二年—八十五年）の女子教戒に關する見解の如きは、蓋し此教育主義を代表するものたり。曰く、士の妻室たるもの夫に代りて内を治むるの大責任あり、決して盛衰を以て節を改めず、存亡を以て心を易へず、或は賊に當り、或は敵に死するの節操あるべし、されば女子に施すに決して懦弱の教を以てすべからずと。最近吉田松陰（一千八百三十一年—五十九年）の女誡も亦此概あり。而して之と同時に、一方には又『本朝烈女傳』、『本朝女鑑』の類書が續々刑行せられて、婦女の貞烈を説くこと頻りなり。されば此代に於ても、山内一豊、細川忠興、木村重成諸夫人の貞烈を首めとして、此種在來の主義を發揮したる事例少しとせず。故に斯の如き教育主義は、かの多くの儒者が敬順をのみ専らとなし、或は源氏主義者の寧ろ優柔を

以て主とせるとは、稍々其趣を異にするものありしなり。是れ亦優に女子教育思想の一派となすべし。

## 第二章 歐米文明の影響

前章述ぶるが如き女子教育に對する諸學者の思想は、畢竟學者の要求に過ぎずして、此等の思想が必ずしも全然實行せられしにはあらず。又其實施せられしものに就きても、必ずしも理想の如く實現せらるゝこと能はず。例へば男女七歳不同席の如き支那の嚴格主義は、一部には行はれたれども、一部には公然教育場に於て實施せられず。又儒者は頻りに支那七去の思想を鼓吹すれども、實際には應用せらるゝ所少く、一方には優雅の女性を説けども、他方には男子を凌ぐ女丈夫を出だすの實例あり。在來の教育が當時の社會に、恰當の効果を奏したるは勿論なれども、其主義が往々不適切なるが爲、被教育者をして其典型に容る能はざること、既に斯の如し。況んや此等教育主義の各別旗幟を樹て、未だ統一せざるものあるに於てをや。然るに此際夙く本邦子女の在來社會上の地位に向つて、一道の新光明を興へたるものあり。天文十八年（一千五百四十九年）葡萄牙の宣教師フランシス・ザヴィエーが九州の南角に上陸して、始めて天主教を宣傳してより以來、幾多の宣教師は順次内地各所に散在して、同宗の擴布に盡したる結果は、漸次新文明を輸入し自然社會上に於ける女子の地位をも自覺せしめられたれば、此頃より婦女の氣力に稍々一轉機を興へ、幾多活動の氣風を帶びしむるに至りしは、試みに當代の實錄『西教史』を繙いて、其中に見えたる本邦婦人の行動を探りて知ることを得べし。然れども間もなく天主教は禁絶せられ、海外貿易も痛く制限せられて、邦人永く海外の思想に遠ざかりたれば、勿論此新光明は一朝にして消滅したれども、其

思想の暗流は必ず知らず／＼隱微の間に流動せしものあるを認む。斯くて大勢の趨く所、第十八世紀の初めより、再び海外の思想をも稍々採取するに至り、近く幕末嘉永、安政の際に及んでは、婦女も漸々修學に勉むるを以て名譽となすの傾向となり、一般に女子教育も好望の兆を萌し、際、偶々泰西文明の頻りに輸入せらるゝに遭ひ、男子の教育に俄かに一新紀元を與ふるにつれて、女子教育にも忽ち一轉機を與へ、海内の諸藩中既に女子教育を家庭より奪ひて、別に學校の設備を企つるものあるに至りぬ。即ち明治三年より五年に至り、但馬出石藩、豊岡藩、出雲松江藩、周防岩國藩、尾張名古屋藩、備後福山藩の如き諸藩は、首として女學校を起し、子女の教養に着手し、其科目の如きも、稍々折衷を加へたるものあるに至れり。即ち此等の女學は皆新學制頒布以前の設立に係るものにして、其制も未だ整はず、且つ入學生の範圍も多く舊來の階級制度によりて、庶民の子女に及ぶもの少く、加ふるに間もなく新學制の頒布と共に、皆一旦廢絶したるものなれば、其實施期間の極めて短期にして、充分教育の効果を擧げ難かりしにせよ、異日良妻賢母として世に立たんには、必ず其素養なかるべからざるの理を覺りて、此等學所を新設し、其學科中にも稍々世界的の新智識を與へんとする傾向を有したりしは、舊來女子教育の理想に一大革新を與へたるものにして、其先驅たるの效果は、女子教育史上決して看過すべからざるものに屬す。此他基督教宣教師及び其夫人等が、女子教育に向つて與へたる思想及び教育設備は、直接間接に多大の貢獻を爲したるものあり。例へば明治初年に創設せられし横濱のフェリス和英女學校、共立女學校等を首として、東京の女子學院、青山女學院、立教女學校、神戸の神戸女學院、京都の同志社女學校、大阪の梅花女學校等は、現今有名なるものとす。而して此等の女校が、泰西の新智識を散布し、又女學校の英語教師として、外國語を普及したる効績に至りては、蓋し明治女流教育上没却すべからざるものと謂ふべし。此外私人にして

早く女子教育の必要に着眼して、隻手此任に當りし類もあり。かのもと武州秩父の醫師故松本萬年翁の如きは其一人にして、夙に明治初年東京に一私塾を開きて女子を教育し、其薰陶を被れる門下生は、多く後日女子師範學校の創設せらるゝに當りて之に入學し、率先女子教育界に盡瘁したりしなり。

### 第三章 新學制頒布後の狀態

右述ぶるが如く、既に幕末維新の當初に際して、早く女子教育に一新紀元を劃せりと雖、其制は未だ全國に亘らざるのみならず、偶々其教育の恩澤を被ふる者も、社會の或階級に限られ、且つや其教育上の理想も區々として、嘗て統一せらるゝものなし。然るに明治五年教育新學制の普く全國に頒布せられてより以來、女子教育の制度も順次完成の域に進み、今や將に其教育思想も統一に歸せんとす。蓋しその思想と云ひ、その學制と云ひ、固より泰西の文明に負ふ所少からずと雖、亦我には我固有の發達經路あり。故にまづ其各部教育制に就いて各別今日に至れる經由を尋ねて、然る後現行の實況に移らざる可からず。

#### 第一 貴族社會の教育

教育に階級なく、全然平等なるべきの理想は、女子教育に於ても亦然り。然れども既に社會に人爲の階級ある以上は、其階級に従つて多少教育を異にするを便宜となす。今世界文明諸國中、露西亞の貴族女學校を除き上流子女の教育は大抵其家庭に於て施され、別に學校の設けあるなし。然るに今や我邦には主として貴族の子女に向つて、學習院女子部即ち舊華族女學校の存するあり。蓋し我邦維新以前に於ける女子

教育の狀況は上述の如くなるが、間もなく世は明治の革新となりて、上流子女の教育にも、時勢は到底舊轍にのみ留まらしむべきにあらず。從來常に奥深く潜みて纖弱の體質を具へ、智見も狭く、獨立の精神を消耗したる淑女を活動せしめんには、學校教育によりて斬新なる界想を注入するを必要となす。是れ華族女學校の起れる所以にして、早くも敕明文武に渡らせらるゝ今上陛下は、明治四年九月十四日華族に下されし外遊獎勵の詔勅中に、女子教育に就きて畏き叡慮あり。曰く、

我國女學の制未だ立たざるを以て、婦女多くは事理を解せず、殊に幼童の成立は母氏の教導に關し實に切緊の事なれば、今海外に赴くもの妻女或は姉妹を挈て同行する固より可なることにて、外國所在女教の素あるを曉り、育兒の法をも知るに足るべし云々。

斯くて女子教育唱導の聲は漸く高く、明治十年に至りて、上流女子の爲にも始めて學習院内に女子部を設け、小、中學程度の教育を施したりしが、爾來歐米の文明は奔流の堤を決するが如く、善惡雜然として輸入し來り、社會の風潮は浮動して、一般教育の基礎も未だ確立せず、其教育も校旨及び當局者が最も徳育に重きを置き、且つ體育の殊に忽にすべからざることを思惟せしにも拘はらず、其趨勢は寧ろ智育に傾きて、舊來の習慣上體育の如きは大に生徒の嫌忌する所なりき。十八年に至りて、皇后陛下の令旨に基きて、新に華族女學校の設立を見るに至り、修業年限は小學科、中學科各六箇年と定め、華族子女の外、廣く族籍に關せず、相當有資格者の女子の入學をも許可し、爾來國母陛下御保護の下に益々發展し、其本旨とせる彝倫は勿論體育の如きも大に生徒の好む所となり、今や小、中學程度の外、更に高尚の學藝を習得する研究科も置かれて、其教育の効果を收めつゝあり。是れ實に在來本邦上流社會婦人の發達に一新紀元を劃するものなりとす。

## 第二 一般女子の小學、中學教育

寺子屋

社會族籍の高下に關せず、一般子女に對する教育制も、亦勿論維新後に於て整頓したり。然れども在來決して此方面に於ける設備のなかりしにはあらず。殊に上流の子女は家庭に教育を受くるの資力あれども、中流以下の家庭に至りては、斯かる設備を置くの力なきを以て、特種簡便なる施設なからざる可からず。此要求に應じたる者は即ち寺子屋と心學舎の設備是れなり。蓋し我邦佛教の普及は、一方には女子の位地を卑下せしむる弊ありしが、他方には女流に向つて殊に力を慈善事業に致さしむるの力ありしと、且つ遠くはかの上代諸國に建てられたる國分寺が庶民教育の中心をなし、近くは武家の世學僧の獨り文柄を支持して教育を擔任したりしが如き、其教育界に對する功績の大なるは、又頗る稱揚の價値あり、寺子屋制の如きも亦其一なり。即ち寺院を學校とし、僧侶を教師とせしが、或特殊教育上の一機關にして、既に鎌倉時代より萌芽し、徳川時代に至りて最も發達し、殊に八代將軍吉宗及び天保の際老中水野忠邦の獎勵より、益々政教輔導、風俗矯正の大責任を負ふに至り、庶民教育は主として此寺子屋に於て擔當せられたりしなり。而して此教育を擔任するものは、必ずしも僧侶に限らず、神官、浪人又は醫師、里莊あり、中には婦人の開校せる者もありて、農工商庶民の七八歳より十四五歳迄に至る男女兒童を收容せり。尤も男女の席は異にして教授するにせよ、兎に角一場の中に男女の共學を施し、ものにて、所謂支那流の男女七歳不同席の如き主義に背馳したり。然るに其教授は一人の教師が幾多程度の異なりたる生徒に、種々異なりたる學科を教授するものなれば、純然たる單級教授法にして、其教育の疎放なるは免れざる事ながら、各學科教授の聯絡は能く保たれて、設備の不完全なる割合には効果の顯著なるものあり。其女子に授くる

ものは、男子と等しく習字を以て第一の必須科となし、殊に女子には假字を習はしめ、之に次いで卑近なる讀書、算術、裁縫等にて、其他生花及び茶の湯等は、生徒の望に應じて之を授けたるに過ぎず。されど其習字科にても、常に筆跡の巧妙を期せしむるに止まらず、種々の學科に應用せらる、即ち其習字本の種類によりて、或は修身、作文、物讀み、歴史、地理、あるは日用稼穡の工夫ともなる様、諸種の學科を兼ねしものにて、其女子教科用書としては、『女今川』、『女大學』、『女謹身往來』、『女庭訓往來』を始め、『女孝經』、『女誠』の類あり、中にも上流社會に缺陷したる算數の智識は、卑近ながらもこゝに授けられて、商賈の子女は勿論、苟も主婦たるものには、特に實用的効果少からざりしなり。殊に其に其師弟の間は勿論、其師匠と子女の父兄との連絡は最も親密にして、其子女の教育を遂行するには多大の便宜あり、實に民間の風教を維持する好機關たりしなり。此他稍々寺子屋より高尚にして經史を授くる所の私塾にも、往々男女の共學するものあり。今徳川時代より維新當初に亘りて全國に散布せる私塾、寺子屋の機關にして今日に明かに知られたるものを數ふるに、大略一萬七千餘校の多數を計上し、此等の校舍には大抵女子も教育せられ、其就學兒女の數は固より男子に及ばず、通じては男生の半數にも足らざれど、處によりては女子就學の割合が男子の數より多き事もありて、下流の女子も悉く全然文盲にて終りしものにはあらず。猶ほ又實業社會特に商家の子弟を感化誘掖する趣旨を以て起されし一派の學に心學なるものあり。こは人々固有の自性を悟得するを以て目的となし、西曆第十八世紀の初め、石田梅巖（一千六百八十五年—一千七百四十四年）に由つて始めて唱へられしより順次勃興し、其校舍は梅巖の高弟手島堵庵が天明二年（一千七百八十二年）京都に五樂舎を開き、又堵庵の高弟中澤道二が、寛政三年（一千七百九十一年）江戸に參前舎を起してより以來、此等を中心として此派の勢力は關西及び關東の各地に擴がりたり。

其修心の法に種々ありと雖、就中その道話は最も女子教育と深き關係を有するものにして此にも尙ほ男女共學の制を見る。即ち男女只席を別にして、下は幼童及び眼に一丁字なきものより、上は相當の智識を有するものに至るまで、悉く之を一場に集めて、平易に修身の講話をなして子女を感化興起せしむ。中にも梅巖の高弟慈恩尼は、頻りに兒童教育の大任を負ふ所の婦女教育の必要なるを説き、次いで堵庵は巧みに女子の禮儀作法より夫婦の道を説き、道二は更に極めて平易適切に巧妙なる比喩を以て女徳を講じ、何れも多大の興味を以て能く婦女子に了得せしめしは、女子訓育の上に於て裨益する所頗る大なり。尤も其等の説く所は、なほ三從、七去主義の儒道の範圍を脱せざるものなれど、一般無學の婦女には、却つて通俗適切を覺えたりしなり。而して此種の校舍が一時全國に二百内外の設置を見るに至りし事なれば、其等各所の道話が地方女子の風化上有功なりしは疑ふ可からず。如上は實に近世中流以下の社會に於ける女子の小、中學程度の教育機關にして、此他は各自の家庭に於て裁縫織紝の事に従ひ、食物調理を練習し、三味線、踊等の遊藝を習ふに過ぎず。故に今日より之を見れば、實に不完全云ふに堪へず。されど嘉永、安政の開國當時前後に至りては、女子も漸く學に勵みて、成るべく寺子屋に於ける勤學の久しきを羨むの傾向となり、續いて泰西文明の移入に由り、各藩知事時勢洞察に敏なる者は、既に率先自資を投じて各所に女學校を經營したりしは、前述の如し。然るに是より先き女子教育は男子教育に比して放擲せられたれば、今上陛下は夙にこゝに大御心を注がせ給ひ、新學制頒布の際に於ける聖諭の中にも、從來婦女教育を度外に置きたるを戒め給ひたりしは、實に後來女子教育發展の基たり。斯くて五年に學制を全國に頒布してより、小學教育は其後幾多の變遷を経て現今に至れるが、今や男女共六歳に達せば必ず小學に入らしめ、尋常小學は四年、高等小學は二年乃至四年の修業年限を普通とし、高等小學二年を卒業したる者は、



高等女學校に入ることを得る學制なり。而して地方の狀況によりて、男女教授を別にすると、混交教授を施すとの區別あり。而して在來義務年限は四年なりしを、今や進んで六年に延長せらるゝことゝなりぬ。其小學女生の數は累年増加し近く明治三十八年度に於ける女子の就學兒童の割合は、學齡女兒百人中の九十三人・三四にして、男生の九十七人・七二よりは少しく劣れども、逐年累加の比例は男子よりも多く、頗る好成绩を示しつゝあり。又女子中等教育の狀態如何を見るに、明治五年政府は東京女學校なるものを起して、國書、英學、手藝、雜工等を教へ、又豫科をも置きて、八歳より十五歳迄の女子を通學せしめ（後明治十年廢せらる）、又之と同時に京都に英女學校（今の京都第一高等女學校）の起りしを始めとして、同十五年には東京女子師範學校内に始めて高等女學校の名目を以て一の附屬校を起し、葬倫道德を本として高等の普通教育を授け、淑良の婦女を養成するを目的とせり。又此と相前後して、諸縣にも此種の女學校相次いで起りしが、明治十八年の末には未だ全國を通じて僅に九校に過ぎざりき。然るに翌十九年發布せられし中學校令中には、高等女學校を以て尋常中學の種類となし、女子に必要な高等普通教育を施す所と定められ、後三十二年高等女學校令發布せられて、全國各府縣必ず一個以上の設備をなす事となりぬ。此他私設に係るものには、明治八年東京に跡見花蹊女史の經營せる跡見女學校を始め、漸次私立の女學も起り、二十年前後に至りては殊に其數を加へ來り、今や三十八年度に於ける全國官公立女學校は總計一百校、生徒三萬一千五百七十四人を計上するに至りしは、亦以て其盛昌なる一斑を推すを得べし。然れども之を男子の中等教育に比すれば如何。全國中學校の數は二百七十一校、生徒の數十萬四千五百五十一人にして、女子は未だ其三分の一にも及ばざるなり。而して本邦現在人口男女の割合は殆ど相半するものなれば、中等女子教育に尙ほ幾多の設備發展を促すべき餘地あるは復言を俟たざるなり。

### 第三 職業教育

女子は右の小、中學教育に於て、順次其人格を養成し、婦徳を蓄へ、他日良妻として賢母として、社會に處するの準備教育は大體施さるゝものなれど、又特に或専門の教育を受けて其技能を養ひ、他日社會に立ちて之を職業とするの設備も亦なからざる可からず。然るに我邦にては斯種の教育の發達は、極めて近代の事に屬すと雖、古來全く之なきにあらず。既に上代に於て、漢學を主とせる大學、國學には女子の入學は許されざりしが、經學以外の或技藝學術に就いては、官省内に特別の教育所ありて、其中の或種の科目に限りて、女子にも修學を許されたり。例へば太政官中治部省の下に雅樂寮ありて、其倭樂部には歌師四人の下に、男子の歌生三十人及び歌女百人を教へ、其歌女は永く宮人として後宮に奉仕す。又織縫を事として、同じく後宮奉仕の一員たる縫女に尙縫、典縫、掌縫等あり。又皇族及び貴紳に奉仕する乳母は、後世の保姆の如く、其養育する子女の教育には、最も密接の關係を有するものなり。又醫道の分科中、産科は中務省内藥司に屬して、之を女醫の專業となし、其生徒には官戸婢の十五歳以上二十五歳以下の者三十人を限りて採用し、安胎、産難、創腫、傷折、針灸の法を授けらる。斯くて此等の學藝に熟達、卒業したる者は、其修得する専門の技能を以て各朝廷に仕ふるものにて、後宮の宮人としては尙藥一人、典藥二人、女婦四人等あり。又按摩術の如きも女子の職業として世に立ちし事、史に散見する所なり。然れども此等の業は餘り盛んならずして廢絶し、其後近代に至るまで、別に女子の爲に専門教育を開きし事なく、或藝術を學ばんには、各自藝術専門家の門に走りて之を傳習するに止まり、偶々之を職業として社會に立てるものもなきにあらねども、多くは其當時の社會相應の婦女の品格を養はんが爲にするものにて、特に

職業教育と稱すべきものにあらず。然るに近時教育の發達は、其女子の天職に近き諸種の専門教育を開設せしむるに至れり。先づ其始めに發達したるものは女教師の養成なり。こは明治七年東京に女子師範學校を設立し、其際皇后陛下より特旨を以て御手許金五千圓を下賜せられて、大に女子教育を獎勵あらせられたりしより、各府縣に於ても漸次女子師範學校を設置したりしが、十九年に至りて師範學校合を公布し、女子師範學校を高等、尋常の二階に分ち、尋常師範は小學校教員を養成し、高等師範は高等女學校及び女子尋常師範等の教員を養成することゝなせり。而して其女子高等師範は從來の東京女子師範を以て之に充て、今や文科、理科、技藝科の三部に分れ、修業年限は四個年なり。尙ほ明年度より奈良にも女子高等師範學校を新設せらるべし。女子尋常師範學校は時に制度の變遷なきにあらずと雖、今や尋常師範學校の女子部として各府縣に設置せらる。現在女子にして中等教育に關れるもの、三十八年度の調査によれば、九百八十人、小學校教育を擔當せる者は、總數二萬二千二百六十八人を計上したり。此他全國を通じて三百十三個の幼稚園に配當せらるゝ保姆は、八百三十五人許りあり。此他英語課の中等教員資格を得らるゝ學校には、津田女學塾、青山女學院等あり。次に醫道に關する教育機關としては、明治十七年内務省が女子にも同省の醫術開業試験を受けて女醫たることを得るの途を開きてより、荻野銀子、高橋瑞子等頻りに斯道教育の事に就いて盡瘁する所あり。同年長谷川泰氏の經營せる濟生學舎に女子の入學を許し、が、こは間もなく停廢せられたるより、更に鷺山彌生女史率先して東京女醫學校を設立し、始め微々たるものなりしに、今や數百名の女生を養成す。此外にも日本醫學校女子部、東京醫學校女子部等あり、實に女醫は最近の發達に係れど、既に日本全國を通じて一百三十餘名の女醫あり、又産婆養成所及び看護婦養成所（赤十字社並に東京慈惠病院を始め）は東京及び地方の病院に設立せらるゝもの多く、何れも斯道に關する學

術と實地練習とを課して、好成绩を擧げつゝあり。其看護婦、産婆の數に至りては、遍ねく全國に配付せられ枚擧に遑あらず。殊に我邦の婦人は皆陽に頗る柔順なれども、多年の歴史的感化は内實頗る堅固なる精神を養ひ得て一種凜然たる勇氣を蓄へたるは、かの日清、日露兩戰役の際に於けるが如き危急の秋に臨みても、看護婦等の自若不動、専心其職に斃れたる幾多の美談は、這般の實情を證し得て餘りありと云ふべし。又商業教育としては、近頃法學博士和田垣謙三氏の經營に係れる女子商業學校を最も有力なる機關となし、其卒業生は現に各實業會社に於て其技倆をあらはしつゝあり。

此外音樂、美術、技藝(科)の諸課に至りては、從來別に其教育機關を設けざりしにせよ、古來より女子が良妻、賢母として必須の課程なりしを以て、各々其師に就きて勉勵し、又専門家の子女にして其家道を奉じて、嘖々たる名聲を史上に残すものも多し。例へば聖德太子の妃橘姫が有名なる天壽國曼陀羅に刺繡の技をあらはし給ひたるが如き、又平安朝女流の繪畫、音樂に精しきは勿論、土佐光信の女千代女の繪畫に巧みなるが如き、又小野阿通の樂曲に精しかりしが如き、此等は皆其一例を示すに過ぎざれど、亦以て其由來の遠きを知るべし。此他裁縫、花結びを始め、生花、茶湯、香技、諸禮式等の優美なる藝術は、古より女子の必修すべきものと定められたりしなり。斯くて之を以て婦女生活の職業となせるものもなきにあらざと雖、多くは婦女たるの一資格として之を修むるに過ぎず。されば今日の音樂、繪畫、裁縫、刺繡、編物、造花、寫眞等の如き各専門教育機關も、皆此歴史的發達の系統を承けて、多くは良妻、賢母主義によりて技藝を授くるものにて、其職業として社會に立たしむるは、寧ろ其目的の副たるの觀あり。即ち今の官立音樂學校は夙に明治十二年始めて文部省内に音樂調掛を置きしに濫觴して、同二十年音樂學校となり、現制に於ては本科を聲樂部、器樂部、樂歌部の三に分ちて、男女の生徒を教養す。別に師範部あり

徳川以來  
の才媛

て、女子には旨と女學校及び小學校の教師たる資格を養成しつゝあり。其他如上の繪畫以下諸技藝を授くる學校として有名なるは、東京に於ける共立女子職業學校、女子美術學校、東京女子奎文美術學校、東京裁縫女學校、東京技藝女學校、女子工藝學校、寫眞學校女子部等なりとす。

#### 第四 女子の高等教育

右の如く近來諸種の専門教育の起ると共に、女流の高等教育も亦起されたり。蓋し本邦に於て古來高等教育の恩澤に浴する者は、社會の一部上流の女子に限る。近く徳川時代文教の旺盛なりしにも拘はらず、女流の高尙なる學徳を修むる者は多くは儒家の家庭に育ちしか、左なくば或特殊の事情の下に志を學事に集注したる者に限り。然れども在來の其等高等教育享受者の成績を察するに、大抵良好の結果を得、以て世務に資したるもの少からず。例へば元祿時代學事の勃興につれて、貝原益軒の配偶東軒（一千六百五十二年—一千七百十三年）は經史に通じ文墨を能くし、常に夫の著述を扶け、之と時を同じくして所謂南學者として有名なる儒家野中兼山の女惋女史（一千六百六十年—一千七百二十五年）が、堅貞の德操と該博の學術とを以て家學を繼ぎ、『晝夜の月』一篇を草して女子の德操を明かにしたるが如き、又讚岐高松藩の家臣井上氏の女通女（一千六百六十年—一千七百三十年）が、父の教を受けて經學に通じ、詩歌に巧みなる、其他女子數學家の嚆矢平章子、俳人菊後亭秋色、本邦女流史家の泰斗荒木田麗女、あるは縣居門下の三才女として國學者たる土岐筑波子、鶴殿餘野子、弓屋倭文子、近くは詩文繪畫に長じて德操高き梁川紅蘭女史、女流政治家として又詩人としての中島湘煙女史等、其數尠からずと雖、多くは皆特種の階級に限られたるものにて、一般の女子に向つては未だ何等の途の開かれざりしは、蓋し當時の世態已むを得

ざるの事に屬す。然れども其少數特異の實例に徴しても、決して高尚なる學術が女子の智腦に向つて不適當ならず、又女徳に害なきは、證し得て餘りありと云ふべし。されど此等従來の高等教育なるものは、智育の或部分に限られ、又或種の徳育に拘束せられて、未だ完備なるものにあらず、殊に體育の如き、戰國時代に武藝習得の必用より、薙刀、弓術等の練磨を行ひしことありしと雖、一般教育中に加味せられたるにあらず。

是に於てか維新以降社會の發達は、最早や斯かる不備なる教育に任すべからず。女子にも宜しく智、徳、體の三育を圓滿に發達せしめて、人として、婦女として、將た國家社會の一員として、其天職を完くせしむるの設備なからざるべからず。此必要に迫られて始めて起りしは、即ち我日本女子大學校なり。蓋し以上述ぶる所の女子高等師範以下各専門教育の如きは、尙ほ女流高等教育の部に屬すべきものありと雖、未だ此等を以て満足すべきにあらざるなり。今や歐米諸國は、概ね其各分科大學及び研究科を開放して、女子にも男子と等しく入學を許可すと雖、我邦に於ては未だ此道立たず。蓋し女子に對して帝國大學の門戸を開放して、共學の制を設くるは素より不可なしと雖、是れ我邦在來の女子教育發達の歴史的關係と、過去、現在の社會の實狀とに顧みて、而して後始めて決定せざる可からざる問題なり。妄進急激なる變革を教育制度上加ふるは、決して策の得たるものにあらず。勿論廣く文明諸外國の長を採つて、我的短を補ふことは忘るべからずと雖、我には歐米の教育主義及び方法を直寫すべからざるものあるのみならず、我邦の教育には我邦特有の歴史あり、故に本邦の女子に適合し、且つ國體、國情に適應する教育たらざるべからず。乃ち我校は此等の點に向つて充分慎重の注意を拂ひたるを信ず。歐米の女子高等教育は男女同權の立場より、男女同一教育論を唱へたる結果にして、男女共學制の大學は勿論、女子大學に於て

も、獨り女子が學生たる點に男子大學と異なるのみにして、學科編制上に於ては殆ど差異あるなしと雖、  
我校に在りては我國家社會の實狀と、我邦婦人の特性とに適切な學科の編制をなし、歐米教育界に於て  
も女子高等教育の好參考として、多大の稱賛と尊敬とを博しつゝあるが如きは、即ち其一例なりとす。斯  
くて我校は朝野有力者の熱誠なる贊助の下に、明治三十四年始めて開校し、その歳九月畏くも仁慈なる國  
母陛下より御下賜金の光榮を荷ふに至りぬ。而して其組織は分ちて本校及び附屬の二となし、本校には家  
政部、文學部、教育部、理科部、體育部、音樂部、美術部等を置き、各部の修業年限を三箇年とし、之に  
加ふるに修業年限三年以内の研究科を以てし、此が附屬には幼稚園、小學校、高等女學校の普通部と、工  
藝、商業等の専門部とを設け、斯の如くにして下幼稚園より、上大學部に至るまで、一校の内に首尾一貫  
する系統に據りて教育を施す制度を定めしなり。而して本學の主腦たる本校七部中の分科は、其必要ある  
ものより順次開設するものにて、今や既に家政、文學、教育の三部を開き、他は逐次開始すべく、且つ其  
學課程度の如きも、現時に適切なるを以て主旨とし、今後漸次社會の進運に伴はんことを期するものた  
り。

然るに予輩の信じて我校の特色とするものは、獨り如上の組織編制の上のみにあらず、其教授訓育の上  
に於ても亦然り。今其所信、經驗を擧げて之を披瀝せんか、萬言尙ほ盡きざると雖、要するに予輩の所信に  
據れば、我校の教育は個人より言はゞ、自我實現、個性發揚、天職發揮たると同様に、國家より言はゞ、  
國家實現なり、社會より言はゞ、社會實現の過程なり、人類より言はゞ、人類實現の階段なり、女子より  
言はゞ、女子實現の手段なり、家庭より言はゞ、家庭實現の作業なりとす。而して我校は特に此家庭實現  
の方面に向つて多大の努力を注ぐ所以のものは、益々國勢に顧みて最も肝要なるものありと信ずればな

り。而して本校創立以來僅に六年の星霜を閲たるに過ぎずと雖、寄附金大凡五十萬圓、在學生徒總べて一千三百人、教師八十有餘名なり。

## 第五 女子教育の理想

右の如く開國以來歐米文明の漸入につれて、女子教育の設備は順次開始せられ、爾來四十年、其間幾多の變遷消長を経て、以て今日の擴張整頓を見るに至りしは、古來教育史上比較的等閑視せられし斯方面に於ては、實に一大發展と謂はざる可からず。さあれ教育の機關は、上述の如く既に開國後間もなく備はりそめしにも拘はらず、其教育の理想に至りては、未だ世間識者の間に統一されざるもの多かりき。蓋し首章述ぶるが如く、近世女子教育の思想は多岐に亘りたれども、要するに社會の上下に通じて、最も廣く行はれたるは儒教主義にして、そが方針は頓て『女大學』に於て代表せられ、現下の漠然たる朴素的賢母良妻主義は即ち之が繼承者なりとす。然れども、社會の進歩は、何時迄も『女大學』を以て唯一の寶典となすことを許さず。明治三十二年福澤諭吉氏は、從來の『女大學』を批評すると共に、別に『新女大學』一篇を公にしたり。前者は女大學が最早や幾多變遷したる現社會に適せずとして、其矛盾を評論したるもの、後者は自家の意見を積極的に發表したるものにして、總べて二十三條より成る。其立論は今日より見れば大體に於て穩當の説として怪まずと雖、之を先きの『女大學』の思想に比すれば如何。其男女交際の擴張、親子別居論、舅姑に對する敬遠法、夫婦對等、再嫁是認の如き、何れも大に從來のものと背馳したる思想にして、在來の世教習慣に向つては方に一大打撃たるを失はず。要するに此教條は、夫婦は契約によりて生じたる權利を以て萬事對等たりとの根本主義の上に立てたる議論にして、福澤氏は之を以て現代



基督教的  
婦人觀高等教育  
の必要

女子教育の指針を定めんとしたるものなり。されど此等を訓戒の理想としては、尙ほ憐焉たらざるものなき乎、又親子別居論の如き、今日と雖我社會の現狀に顧みて、滿天下の家庭に於て實行せらるゝや如何、なほ議すべきものなきにあらざると雖、兎に角此等の教條が一方に於ける女子教育界の思潮を代表すると同時に、男子の反省を促し、婦人の地位を高くするに於ては、確に有力なりしを信ず。然れども此とても尙ほ主として親子夫妻の間に就いて、舊思想を排して新思想を鼓吹せしのみ。その他幾多の女子教育問題は残れり。就中基督教的婦人を養成せんとする宣教師派女學校の理想なりとす。此基督教的婦人と云へる理想の内には、確乎たる敬神の念を始め、種々の長所あるにも拘はらず、當事者たるものが我國の實狀に通ぜざるが爲、我邦婦人をして直に歐米の婦人たらしめんとし、我社會と相容れざる所ある洋化主義教育たるを免れず。輒近に及び、多少基督教女學校が我國情と相融和するの徵候を示すに至りたるは、賀すべきことなりと雖、尙ほ主客本末を轉倒したる教育主義と云はざるべからず、何となれば自國の教育なるものは、決して他國の歴史風習のそれにあらずして、必ずや自國の實情を基礎とせざるべからざればなり。女子高等教育に關しては、從來類にその不必要なるを唱道して、女子の腦力は到底高等なる教育に堪ふる能はざるのみならず、却つて其が爲に其身心を消耗し、且つ女徳を害するものとせり。是れ實は維新以來泰西思想の類に侵入するにあひて、在來女子の實力に顧みず、俄に高尚なる學術を強ひて、効果を得ざりし反動として起りたる論なれば、一時は斯かる議論が殆ど社會の輿論を喚起したりしも亦宜なり。然れどもこれ舊來の我國女子の高等教育の實歴に照しても、今日の歐米諸國の成績に徴しても、決して憂ふるに足らざるべく、現今我國社會の大勢は日に益々女子の高等諸教育の必要を要求しつゝあり。然らば今日は其普通教育にせよ、其高等教育にせよ、何れも我邦の女子をして心身を圓滿に開展せしめて、高尚なる品

格、獨立の識見を作らしめ、従つて女子が必然の天職たる賢母、良妻として、知徳體の三育を健全に發達し、能ふべくんば、傍ら適當の藝能を備へて獨立自活の力量を貯へ、尙ほ進んでは我國家社會の一員として、本邦婦女の特性を發揮し、國家の發達、人類の進歩を助成するの一大覺悟を有せしめざる可からず。さらば斯かる際に當りて、女子に確固たる精神と、熱烈なる氣概なくして、何ぞ其任に堪ふるを得んや。顧みれば上下三千載、能く外國輸入の文明を咀嚼して、其特性を發揮したりし女性は、今や又泰西の文明を同化して、日本婦人の精華を發揚し、單に内地に於てのみならず、遙かに波を蹶つて海外に發展し、或は暹羅王室より、或は西藏王族より、或は支那皇族より招聘せられて、一意力を其國の女子教育の爲に盡し、又我邦に來學する東洋諸國の女性は日に月に其數を増加し、將に我邦の女流は東洋女性の中心として、世界の舞臺に活躍するに至らんとす。而して其能く此に至れるもの、歐米の文明に負ふ所少からずと雖、亦我邦婦人に偉大の發展をなし得るの素質あるに因るを思へば、予輩は國民と共に之を感謝すると同時に、予輩女子教育に従事する者は、全國の同胞姉妹と共に、今後益々其責任の重きを感じずんばあらず。然らば吾人が婦女教育の道に於て如上の主義方針を確守し、之が教育法を設定實施するに當り、寤寐の間自らも忘れざるべく、又一般教へ子にも遵奉せしむべき道は如何。他なし、明治二十三年廣く臣民に下し賜ひし教育勅語是れなり。加ふるに叡明仁慈に渡らせ給ふ國母陛下の常に公私の差別なく、女子教育の上に深き御心を寄せさせ給ふ御庇護の下に、日本婦人たるものは吾も人も相率ゐて、誓つて社會國家の爲、將た世界人道の爲貢獻せずして止むべけんや。